

令和5年度 第4回議会改革推進会議次第

日時：令和5年12月14日（木）本会議終了後
場所：議事堂第3委員会室

1 開 会

2 協議事項

手続きのオンライン化等への対応について

- ① 請願・陳情のオンライン化への対応について
- ② 富山県議会会議規則の一部改正素案
- ③ 富山県議会委員会条例の一部改正素案

3 報告事項

広報編集委員会の取組について

4 その他

5 閉 会

<資料>

- ・資料1-1 請願・陳情手続きのオンライン化について
- ・資料1-2 手続きのオンライン化に対応した改正標準会議規則等への対応方針案
- ・資料1-3 改正標準会議規則と県議会会議規則との比較及び改正素案
- ・資料1-4 改正標準委員会条例と県議会委員会条例との比較及び改正素案
- ・資料2 議会広報の充実について
- ・資料3 議会傍聴における個人情報の取扱いについて

請願・陳情手続きのオンライン化について（検討資料）

1 オンラインツール

（案）富山県電子申請サービスによる。

県内自治体の各種電子申請と共通のシステムにより、県民の利便性やセキュリティを確保しつつ、指定フォームへの入力により必要事項の確実な記入や文書表作成の効率化を図る。

（なお、全国議長会が請願提出への利用を検討している「マイナポータル」は、個人の住民登録や給付申請のため主に市町村で利用されており、本県では現状利用予定がなく、利用のための環境整備も未実施である。）

2 請願者・陳情者の本人確認の方法

議会への請願は県政に対する要望が主であり、特定の個人への給付等には直結しないことから、なりすましによる不当利得や権利侵害のリスクは極めて少ないものと思料される。このため、従来の本人確認は「署名又は記名押印」をもって簡易に行ってきた（陳情もこれに準じている。）。

匿名性の高いオンライン手続きの導入にあたり、本人確認の方法を再検討し、

（案1）厳格化、（案2）現行同等、（案3）確認不要のいずれかとする。

（なお、地方議会では次の2見解がある。）

①現行と同等以上の本人確認が必要 / ②そもそも本人確認は不要

	オンライン	書面 (持参または郵送)	メリット	デメリット	オンライン連名 への対応
現行 【簡易】	—	署名又は記名押印			
案1 【厳格化】	電子署名	署名又は記名押印 +本人確認書類※ (提示又は写送付)	・なりすまし防止効果：大 ・責任ある記載の促進	・提出者の負担増 ・個人情報の取得管理	システム上 不可
案2 【現行同等】	電話・メール 等による確認	現行どおり	・なりすまし防止効果：中 ・書面提出は現行どおり	・提出者の本人確認に 時間を要する	確認容易な 範囲で可 (例：3名まで)
案3 【不要】	確認なし	押印廃止 記名のみで可	・提出者の負担減↓	・なりすまし防止なし	不可 (認めがたい)

（注）本県議会では、R2年度の押印見直しの検討時には、請願書等については「請願者等の文書作成の真正性の担保や真意の確認のため、引き続き署名又は記名押印を求める」としている。

※案1の「本人確認書類」について

- ・請願者は省略可とする（紹介議員が本人確認を行う）
- ・連名提出の場合：代表者の身分証、法人・団体の場合：構成員であることを証するもの（社員証等）

<各都道府県議会の状況> 令和5年9～10月調査

- ・請願・陳情ともにオンライン化済み：1…本人確認書類（請願は議員が証すれば省略可）
- ・〃 オンライン化検討：1 5… 本人確認しない 5 電子署名 2
メール・電話等 1 未定 5

3 紹介議員の署名等に代える措置

電子申請サービスに複数署名の機能はないことから、請願者が、(案1) 紹介議員名を記入、または(案2) 署名等を得た書面の写をデータ提出、のいずれかとする。

いずれの場合も、虚偽、偽造のリスクが書面以上に高く、受付後に紹介議員が真正性の確認を慎重に行う必要がある。

	オンライン	書面 (持参または郵送)	メリット	デメリット
現行	—	紹介議員の署名 又は記名押印		
案1 【署名なし】	紹介議員の了承後、 議員名、了承日を入力	現行どおり	・提出者の負担減↓ (移動・郵送コスト)	・受付後の紹介議員の 確認：比較的煩雑
案2 【署名写】	紹介議員の署名等 を得た書面の写を データ提出	現行どおり	・受付後の紹介議員の 確認：比較的容易	・提出者の負担増↑ (移動・郵送コスト)

<各都道府県議会の状況> 令和5年9～10月調査

- ・紹介議員の記名等 → 議員に電話、対面等で確認 7 (紹介議員の押印廃止済み2)
議員にメール確認 1 (紹介議員の押印廃止済み1)

4 文書表・会議録等への個人情報の非掲載の開始時期について

※R5. 11. 20 議会改革推進会議で非掲載の方針を決定済み

案 令和6年2月定例会分からとする (迅速な対応)

- …1か月前議運で「決定事項」として明文化
- 議員、県民に周知

手続きのオンライン化に対応した改正標準会議規則等への対応方針案

1 改正標準会議規則

(1) 会議時間の変更の柔軟化（標準第 9 条）

- ・会議時間の繰上げ又は延長は、会議中に議長が宣告することにより可能であるが、災害等が予想される緊急時において、会議時間外に繰上げ等ができないことから、議長は、会議中でない場合であっても、緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間の繰上げ又は延長することができる規定を整備

⇒ 同様に改正

(2) 手続きのオンライン化（標準第 129 条の 2）

- ・議会又は議長若しくは委員長に対して行われる通知のうち文書等により行うことが規定されているものについて、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる規定を整備（第 129 条の 2 として、電子情報処理組織による通知等を包括的に規定）

⇒ 同様に改正

＜主な手続き＞

手続項目	改正標準会議規則	県議会規則	備考
出席催告	第 13 条	同左	
議員による議案の提出	第 14 条第 1 項	〃	
委員会による議案の提出	第 14 条第 2 項	〃	
議事日程の配布	第 20 条	〃	
選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付	第 31 条第 4 項 (新設)		自治法の規定による通知を規則において規定
委員会報告書の提出	第 39 条	規定なし	
発言通告書の提出	第 50 条第 1 項	第 51 条	
一般質問要旨の通告	第 60 条第 2 項	同左	
少数意見報告書の提出	第 75 条第 2 項	規定なし	
委員会報告書の提出	第 76 条	規定なし	
請願書の提出	第 88 条第 3 項	同左	
請願文書表の配布	第 89 条第 1 項	規定なし	
議員の資格決定に係る決定書の交付	第 107 条 (新設)		自治法の規定による通知を規則において規定
懲罰動議の提出	第 116 条第 1 項	同左	

(3) 本会議におけるオンライン質問への対応（標準第 61 条の 2）

- ・総務省通知（R5. 2. 7）により認められた本会議におけるオンライン質問について、規程を整備

⇒ 本県議会は、質問・質疑を併せて実施しており、オンライン質問の実現には本会議場の環境整備も含め課題も多いことから、今回は改正しない

(4) 携帯品の許可制から届出制への変更（標準第 109 条）

- ・「病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物」の携帯については、議長の許可から、議長への届出に変更
- ・その他文言調整（外套、襟巻 → コート、マフラー）

⇒ 同様に改正

2 改正標準委員会条例

(1) オンライン委員会に係る規定の整備（標準第 12 条の 2）

⇒ 改正済

(2) 委員会公開原則の導入（標準第 16 条）

⇒ 改正済

(3) 手続きのオンライン化（標準第 22, 26, 27 条）

- ・公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を申し出る必要があるが、電子情報処理組織を使用する方法も可能とする

⇒ 同様に改正

3 改正標準傍聴規則

(1) 電子情報処理組織による傍聴券の交付等（標準第 10 条の 2）

⇒ 標準規則では、会議を傍聴する際には、傍聴券の交付を受けなければならないが、本県議会は必要と認める場合にのみ、傍聴券等を交付する規定としているため、今回は改正しない

4 その他

- ・その他の規則、要綱等に基づく手続きについては、議会として個別にデジタル手続条例を定めず、県のオンライン手続条例に含めて、一体的にオンライン化に対応することとする。

（主な手続き：政務活動費収支報告書の提出、資産等報告書の提出等）

<参考：全国議長会の見解>

地方自治法上、会議規則は議会が定め（第 120 条）、傍聴規則は議長が定める（第 180 条第 3 項）法規範であり、これらは知事が定める規則（第 15 条第 1 項）、行政委員会が定める規則（第 138 条の 4 第 2 項）とは異なる。

会議規則、委員会条例及び傍聴規則は、議会の内部手続について規定する法規範であり、議会の自立性に委ねられるべきと解されている。

（⇒ 個々にオンライン化に対応した規定を整備すべきもの）

改正標準会議規則と県議会会議規則との比較及び改正素案

標準会議規則		富山県議会会議規則	
改正前	改正後	現行	改正素案
(会議時間) 第9条 会議時間は、午 〇時から午後〇時までとする。 <u>ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上げ又は延長することができる。</u>	(会議時間) 第9条 会議時間は、午 〇時から午後〇時までとする。	(会議時間) 第10条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。 <u>ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上げ又は延長することができる。</u>	(会議時間) 第10条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。_____
2 会議時間の繰上げ又は延長の動議については、議長は、 <u>討論を用い</u> ないで会議に諮つて決める。	2 議長は、必要があると認める場合は、 <u>会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用い</u> ないで会議に諮つて決める。	2 【改正前標準会議規則に同じ】	2 議長は、必要があると認める場合は、 <u>会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用い</u> ないで会議に諮つて決める。
(新設)	3 前項の規定にかかわらず、議長は、 <u>会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。</u>	(規定なし)	3 前項の規定にかかわらず、議長は、 <u>会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。</u>
3 会議の開始は、号鈴で報ずる。	4 会議の開始は、号鈴で報ずる。	3 会議の開始は、振鈴で報知する。	4
(開票及び投票の効力) 第31条 略	(開票及び投票の効力) 第31条 略	(開票及び投票の効力) 第31条 略	
2・3 略	2・3 略	2 略	
(新設)	4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、 <u>議長が定める。</u>	(規定なし)	【手続きのオンライン化関係】 3 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、 <u>議長が定める。</u>

第18条（先決動議の措置）に同じ

標準会議規則		富山県議会会議規則	
改正前	改正後	現行	改正素案
(発言の通告等) 第50条 略 2～4 略	(発言の通告等) 第50条 略 2～4 略	(発言の通告等) 第51条 略 2～4 略	
5 通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。	5 通告した者が欠席したとき(第61条の2の規定により質問するときを除く。)又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないとき(同条の規定により質問するときを除く。)は、通告は、その効力を失う。	5 通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。	<p>【本会議におけるオンライン質問関係】 →改正しない</p> <p>(理由) 本会議におけるオンライン質問への対応として規定を整備されたものであるが、本県議会においては、質問・質疑を併せて実施しており、実現には本会議場の環境整備も含め課題が多いため</p>
(新設)	(質問の特例) 第61条の2 議場に現在しない議員について次に掲げる場合に該当すると議長が認めるときは、当該議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる。 一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の議員個人の責に帰することができない事由により出席が困難である場合 二 育児、介護その他のやむを得ない事由により出席が困難である場合	(規定なし)	
(議長への通知) 第64条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。	(議長への通知) 第64条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所(法第109条第9項の規定による条例の規定により全ての委員が委員会に出席するものとみなされる場合はその旨)、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。	(議長への通知) 第64条 【改正前標準会議規則に同じ】	<p>【オンライン委員会関係】 → オンライン委員会開会に備え委員会条例は改正済 条例では詳細に規定せず、要綱において、委員長職のオンライン参加は認めないこととしたため、改正しない</p>

標準会議規則		富山県議会会議規則	
改正前	改正後	現行	改正素案
(第107条 削除)	(資格決定の通知) 第107条 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。	(決定の通知) 第107条 被選挙権の有無を決定したときは、議長は、その結果の決定を求めた議員及び決定を求められた議員に通知しなければならない。	(資格決定の通知) 【オンライン化関係】 第107条 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。
(携行品) 第109条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。	(携行品) 第109条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。	(携帯品) 第109条 【改正前標準会議規則に同じ】	(携行品) 第109条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。
(会議録の記載事項) 第124条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。 一・二 略 三 出席及び欠席議員の氏名	(会議録の記載事項) 第124条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。 一・二 略 三 出席議員及び欠席議員の氏名(第61条の2の規定により質問した議員とそれ以外の議員とを分けて記載すること。)	(会議録の記載事項) 第124条 一・二 略 三 【改正前標準会議規則に同じ】	【本会議へのオンライン出席に係る規定】 →改正しない
四～十五 略	四～十五 略	四～十五 略	
2 略	2 略	2 略	

標準会議規則		富山県議会会議規則	
改正前	改正後	現行	改正素案
<p>第18章 補則 (新設)</p> <p>改正標準会議規則 第129条の2第1～3項は、 地方地自法 (R6.4.1 施行) 第138条の2第1～3項に同じ</p>	<p>第18章 補則</p> <p>(電子情報処理組織による通知等)</p> <p>第129条の2 議会又は議長若しくは委員長 (以下この条及び次条第1項において「議会等」という。) に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物 (次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。) により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織 (議会等の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。) とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。) を使用する方法により行うことができる。</p>	<p>第18章 補則</p> <p>(規定なし)</p> <p>(電子情報処理組織による通知等)</p> <p>第129条の2</p> <p>〔議会に対して行われる通知〕</p>	<p>(電子情報処理組織による通知等)</p> <p>第129条の2 議会又は議長若しくは委員長 (以下この条及び次条第1項において「議会等」という。) に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物 (次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。) により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織 (議会等の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。) とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。) を使用する方法により行うことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</p>	<p>(規定なし)</p> <p>〔議会が行う通知〕</p>	<p>2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</p>

標準会議規則		富山県議会会議規則	
改正前	改正後	現行	改正素案
(新設)	3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。	(規定なし) 〔電子情報処理組織による通知のみなし規定〕	3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
(新設)	4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第40条第3項、第89条第1項、第90条第1項及び第125条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。	(規定なし) 配布に係る到達のみなし規定 標準第20条…議事日程の配布(県規則第20条) 第40条第3項…委員会報告書、少数意見報告書の配布(県規則第41条第3項) 第89条第1項、第90条第1項… <u>請願文書表の配布(県規則規定なし)</u> 第125条…会議録の配布(県規則125条)	4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条、第41条第3項及び第125条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

標準会議規則		富山県議会会議規則	
改正前	改正後	現行	改正素案
(新設)	<p>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</p>	<p>(規定なし)</p> <p>請願・陳情等、署名（連署）又は記名押印を求める手続きの代替措置の規定</p>	<p>5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。</p>
(新設)	<p>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</p>	<p>(規定なし)</p> <p>オンライン化に支障となる事情（対面による本人確認、原本の確認・交付等）がある場合、電子情報処理組織によることが困難・著しく不適当な場合には、議長が定めるところにより、支障となる部分以外の部分について、オンラインを適用</p>	<p>6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。</p>

標準会議規則		富山県議会会議規則	
改正前	改正後	現行	改正素案
(新設)	<p>(電磁的記録による作成等) <u>第 129 条の 3 この規則の規定 (第 28 条第 1 項(第 84 条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること (次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p>	(規定なし)	<p>(電磁的記録による作成等) <u>第 129 条の 3 この規則の規定 (第 28 条第 1 項(第 84 条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること (次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</u></p>
(新設)	<p><u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p>	(規定なし)	<p><u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u></p>
		<p>(配布に代わる措置) 第 130 条 議長は、電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。) により議員が議事日程その他の文書 (第 28 条第 1 項の投票用紙を除く。) を閲覧できる状態に置く措置を講ずることをもつて、この規則の規定による配布に代えることができる。</p>	<p>配布に代わる措置規定 (第 130 条) と、配布の到達時期に係る規定 (標準第 129 条の 2④) の関係 → 重複するため削除</p>

改正標準委員会条例と県議会委員会条例との比較及び改正素案

標準委員会条例		富山県議会委員会条例	
改正前	改正後	現行	改正素案
<p>(委員長及び副委員長がともにないときの互選)</p> <p>第7条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。</p>	<p>(委員長及び副委員長がともにないときの互選)</p> <p>第7条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所(第12条の2第2項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものとみなされる場合はその旨。第21条第2項において同じ。)を定めて、委員長の互選を行わせる。</p>		<p>【オンライン委員会関係】</p> <p>→ 本県委員会条例は、当該条文がないため対応不要</p>
2 略	2 略		
<p>(新設)</p>	<p>【参考例】</p> <p>(開会の特例)</p> <p>第12条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)によつて、委員会を開会することができる。</p> <p>一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</p> <p>二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</p>	<p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p>第10条の2 委員長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生その他やむを得ない事由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合であつて、適切かつ効果的な委員会の運営のために必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインの方法」という。)を活用して委員会を開会することができる。</p>	<p>【オンライン委員会関係】</p> <p>→ 改正済</p>

標準委員会条例		富山県議会委員会条例	
改正前	改正後	現行	改正素案
	<p>2 前項の規定により委員会が開会される場合において、委員は、当該委員会でのオンラインによる方法によつて発言その他の行為をするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p>	<p>2 前項の場合において、オンラインの方法により委員会に出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p>	<p>→ 次のとおり文言整理</p> <p>2 前項の場合において、委員は、当該委員会でのオンラインの方法によつて発言その他の行為をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>標準条例では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会室への出席＝「出席」 ・オンラインの方法による発言等＝「出席しているものとみなす」(みなし出席) <p>と整理しており、本県でも同様の解釈を採用し、文言整理する。 (これに伴い、オンライン委員会運営要綱も文言整理を予定)</p> </div>
	<p>3 第1項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法によつて発言その他の行為をする議員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</p>	<p>3 前項の許可を得てオンラインの方法により委員会に出席した委員は、次条、第12条第1項及び第25条の出席委員とする。</p>	<p>→ 次のとおり文言整理</p> <p>3 前項の許可を得てオンラインの方法により発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>みなし出席について、前項同様。</p> <p>なお、標準条例の「議員」に相当する箇所は「委員」のままとし、委員外議員のオンライン発言等は、次項(新設)により第1項から第3項を準用する。</p> </div>

標準委員会条例		富山県議会委員会条例	
改正前	改正後	現行	改正素案
			<p>→ 新設</p> <p>4 前3項の委員に係る規定は、委員でない議員であつて、会議規則に基づき委員会が出席を求める、又は発言の申出をする議員に準用する。</p> <p style="border: 1px solid orange; padding: 5px;">委員外議員のオンラインの方法による発言等に係る規定整備。</p>
		4 オンラインの方法を活用して開会する委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	5 (項番を繰り下げ)
(傍聴の取扱い) 第16条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。	(委員会の公開の原則) 第16条 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。	(委員会の公開等) 第14条 委員会は、原則として公開する。	【委員会の公開】 → 改正済 (秘密会は第15条で規定)
2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。	(削除) → 第20条第4項へ移動	2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。	→ 改正しない (現状の配置どおり)
(秘密会) 第17条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。	第17条 削除 → 第16条に統合	(秘密会) 第15条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンラインの方法を活用して開会する委員会は、秘密会とすることができない。	→ 改正しない
(秩序保持に関する措置) 第20条 略 2・3 略	(秩序保持に関する措置) 第20条 略 2・3 略	(秩序保持に関する措置) 第18条 略 標準委員会条例に同じ 2・3 略	

標準委員会条例		富山県議会委員会条例	
改正前	改正後	現行	改正素案
(新設)	<u>4 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</u>	(第14条第2項に規定)	→ 改正しない (第14条第2項で規定済)
(意見を述べようとする者の申出) 第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。	(意見を述べようとする者の申出) 第22条 略	(意見を述べようとする者の申出) 第20条 【標準委員会条例に同じ】	
(新設)	<u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第26条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u>	(規定なし)	【手続きのオンライン化関係】→同様に改正 <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第24条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u>
(代理人又は文書による意見の陳述) 第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	(代理人又は文書等による意見の陳述) 第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	(代理人又は文書による意見の陳述) 第24条 【改正前標準委員会条例に同じ】	【手続きのオンライン化関係】→同様に改正 (代理人又は <u>文書等</u> による意見の陳述) 第24条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は <u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u> 意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

標準委員会条例		富山県議会委員会条例	
改正前	改正後	現行	改正素案
(県条例に相当する規程なし)		第 24 条の 2 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、参考人の出席(オンラインの方法による出席を含む。以下同じ。)を求め、その意見を聴くことができる。	【手続きのオンライン化関係】→文言整理 第 24 条の 2 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、参考人の出席又はオンラインの方法による発言その他の行為を求め、その意見を聴くことができる。
(記録) 第 27 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。	(記録) 第 27 条 略	(記録) 第 25 条 【標準委員会条例に同じ】	
2 略	2 略	2 略	
(新設)	3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u>	(規定なし)	【手続きのオンライン化関係】→同様に改正 3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。</u> 実際の委員会の会議録における対応は、本会議の対応について定めるものにする。

令和5年12月14日
議会事務局調査課

議会広報の充実について

1 TOYAMAジャーナルの広告及びデジタルブック制作

- (1) 業務委託先 株式会社シー・エー・ピー
 (R5. 6. 7公募型プロポーザルにて応募者3者の中から選定)
 (契約額：1,892,000円)

(2) 業務内容

① インターネットによる広告配信

- ア 配信媒体 TikTok、YouTube、Facebook/Instagram、Google広告
 イ 配信期間 令和5年7月4日(火)から8月3日(木)まで
 ウ 配信実績 表示回数：約190万回

② 「TOYAMAジャーナル」デジタルブック掲載

県議会ホームページに富山県議会だより「TOYAMAジャーナル」をデジタルブック形式で掲載(デジタルブックからは、議員の議会答弁に)

③ WEBアンケートの実施

- ア 実施方法 アンケート回答用WEB画面の制作及び運営
 イ 実施期間 令和5年7月4日(火)から10月31日(火)まで

(3) アンケート回答状況

- ① 回答数 195件 (R4：150件)
 ② 議会関心度 51.3%の方が、「関心がある」と回答 (R4：34.0%)
 ③ 広報紙 44.6%の方が、「読みやすい」と回答 (R4：50.0%)
 61.0%の方が、「役に立った」と回答 (R4：63.4%)
 ④ 主な意見
 ・イラストがポップで目を惹かれてはじめて読んだ。
 ・このような楽しい紙面であれば、堅苦しい議会の報告が載っているだけのものよりも格段に読みやすいし、親しみがわくので、とても良い取り組みだと思う。
 ・TOYAMAジャーナルは、今回初めて手にして読んだけどとても読みやすく、改めて富山県の政治などに興味をもちました。また、県議会義委員の皆さんはとても話やすく接しやすい人だと思いました。
 ・もっと県の重要課題に、踏み込んだ内容にしてほしい。
 ・スマホ画面が小さく、読みにくいので、冊子で読みたい。 等

2 主権者教育の推進

○ 高等学校等での出前講座

議員が高等学校等へ直接出向き、高校生に対し主権者教育についての講座を開催

(1) 学校法人荒井学園新川高等学校

- ① 開催日時 令和5年12月7日(木)11:05～12:55 (3、4限目)
- ② 対象 2学年4クラス(96名)
- ③ 参加議員 佐藤議員、尾山議員、光澤議員、大井議員、嶋川議員
寺口議員、鍋嶋議員、澤崎議員、瀬川議員、藤井議員
川上議員、武田議員、山本議員(13議員)

(2) 県立南砺福野高等学校(予定)

- ① 開催日時 令和5年12月18日(月)10:40～12:30(3、4限目)
- ② 対象 2学年5クラス(184名)
- ③ 参加議員 佐藤議員、大井議員、寺口議員、鍋嶋議員、瀧田議員
立村議員、谷村議員、瀬川議員、安達議員、針山議員
藤井議員、種部議員、八嶋議員、川島議員、井加田議員
瘡師議員、武田議員(17議員)

(3) 学校法人高岡第一学園高岡法科大学(予定)

- ① 開催日時 令和5年12月21日(木)10:40～12:10(2限目)
- ② 対象 政治学履修の学生(約40名)
- ③ 参加議員 武田議員、藤井議員、瀬川議員

(4) 学校法人富山国際学園富山国際大付属高等学校(予定)

- ① 開催日時 令和6年2月13日(火)10:10～12:00(3、4限目)
- ② 対象 3学年7クラス(270名)
- ③ 参加議員 未定(14名以上を想定)

議会傍聴における個人情報の取扱いについて

令和5年9月4日
議会改革推進会議資料

本県議会では、傍聴人に住所、氏名の記入を求めているが、①個人情報の取得の必要性について疑義が寄せられたこと、②近年は議事妨害や迷惑行為などの事案は発生しておらず、秩序維持のため個人を特定する必要性が低く、取得目的の明確な説明が難しいことから、取扱いを変更し、傍聴にあたり住所、氏名を求めないことを検討する。

1 本県の状況

- ・傍聴者名簿（個票）に住所・氏名を記入し、名簿入れ（施錠した箱）に入れてもらう。
※傍聴者入口には常時職員がいないため、名簿記載は徹底できていないのが実情。
- ・傍聴券は必要に応じて交付（席数を超える傍聴人数が見込まれる時など。近年は例なし。）

2 他県の状況

8 府県…住所、氏名の記入を求めない ※令和4年11月本県調査
(39 都道府県は、住所氏名の記載が必要)

(1) 8 府県の状況

傍聴券		該当府県
交付	①会議当日に受付等で先着順に交付 ②入場時に入口で提示、 <u>退場時に返還</u>	岩手県、宮城県、秋田県、三重県、大阪府
	①会議当日に受付等で先着順に交付 ②入場時に入口で提示、 <u>返還は不要</u>	長野県(数年前に議員の提案により住所・氏名の記載を廃止)
必要がある場合交付	議長は、必要があると認めるときは、傍聴券を発行する	滋賀県、和歌山県 (傍聴人の人数把握していない)

(2) 近県の傍聴対応

	現在の取扱い
石川県	<ul style="list-style-type: none"> ・1階総合案内で傍聴券交付 住所・氏名を記入した半券を傍聴入口で回収（守衛又は総務課職員が対応） ・守衛2名が常駐しており、会議開始後、傍聴席内を監視
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴席入口で傍聴券交付（一般傍聴対応：1人、報道関係対応：2人） ・傍聴券は複写式で、うち1枚を本人に渡す。残りの1枚は名札入れに入れて首から下げてもらい、帰りに回収。 ・傍聴券の交付・回収は議事調査課、傍聴席の監視は総務課

※必要と認める場合、傍聴券を交付：富山県、滋賀県、和歌山県、奈良県

受付簿に住所氏名記載(本県と同じ)

3 対応案

	メリット	課題・デメリット
案の1 受付票へ記載は人数のみとする	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人整理が可能 (人数把握) 	<ul style="list-style-type: none"> ・団体傍聴との区分け※
案の2 受付票を廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理不要 ・自由な傍聴を促す 	<ul style="list-style-type: none"> ・傍聴人整理が困難 (人数把握ができない) ・常に傍聴券を交付することとした場合、受付人員が必要 (1、2人)

※団体傍聴については、傍聴整理のため事前に申込みをしてもらうこととする
なお、これまで定義が不明確であったため5名以上とする

○富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例
(令和4年12月16日富山県条例第55号)

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。